

「(仮称)西山・出雲崎風力発電事業ホームページお問合せ」 ご質問・ご意見への回答

無断複製 転載 配布行為を禁止します

質問者		ご質問・ご意見内容 (原文を転記)	ご回答
1		「ふうしゃだより vol.4（騒音・低周波音編）」について、確認したい点があります。	ご質問 1と2については関連性が深いことから、2つまとめて回答させていただきます。 1. 本事業において、騒音・低周波音が「健康に影響を及ぼす可能性は低い」と評価している理由は、ふうしゃだよりvol.4 5章にも記載している通り、本事業で調査・予測した風車騒音低周波音の値全てが、2017年5月に環境省が発出した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針 及びISO7196」を満足している、と評価できるためです。指針の成り立ちについては、ふうしゃだよりvol.4 4章をご確認ください。 2. 質問 2で指標の通り、予測の不確実性を最大限解消するため、同じくふうしゃだよりvol.4 3章(1)に記載の通り、風車騒音低周波音の予測は安全側(フェイルセーフ)で予測しています。 ・地形はハゲ山 ・地表面の状況は音が吸収されにくいように、G＝0.5～0の間に設定(実際は実際は山林、田畑、道路や住居が混在しておりG＝0.8程度であるが) ・全ての風車が同時運転 ・予測地点は全て風下にあるとする
	2	② 5ページでは、「すべての予測地点で、差分値が5dB以内を満足しています」とありますが、これは実測値ではなく、あくまでシミュレーションによる予測値との理解でよろしいでしょうか。また、予測条件（風速・地形・風向・夜間条件など）によって結果が変わる可能性について、どの程度考慮されているのかご説明ください。	
3	柏崎市 在住者	③ 6ページでは、必要に応じて「二重サッシ」「遮音カーテン」等の対策を行う可能性が記載されています。これは逆に言えば、生活環境への影響が発生する可能性も想定しているという理解でよろしいでしょうか。また、 ・どのような条件で実施判断を行うのか ・誰が判断するのか ・費用負担はどうなるのか についてもご説明ください。	ふうしゃだよりvol.4の6ページには、「一方で、調査の結果、風車の運転との明らかな関連(以下 因果関係 と略記載)が確認されない場合であっても、個別の状況を踏まえた上で、必要に応じて二重サッシや遮音カーテンの設置等、住環境の改善に向け、可能な限りの対応をいたします。」と記載しています。風車との因果関係がない場合であっても、万が一にも「生活環境への影響を感じる方がいらっしゃる可能性」をあらかじめ想定したうえで、このよう記載としています。音の感じ方には個人差が非常に大きく、国の指針値を完全にクリアしている場合であっても、風車との因果関係が無い場合であっても、「どうしても音が気になって眠れない」といった主観的な影響が生じるケースは否定できません。そのため、事業者側の予測で「影響はない」と言い切るのではなく、あらゆる可能性を想定して生活環境を守るための準備をしています ご質問いただいた具体的な実施基準、判断者、費用負担については以下の通りです。 1. どのような条件で実施判断を行うのか 「風車との明らかな因果関係がある場合」と「因果関係が確認されない(または不明な)場合」の2つのケースに分けて対応します。 ・風車が原因と判断される場合：外部専門機関による調査（風車を一時的に止めるON/OFF調査など）を行い、風車の運転によって生活に支障が生じていると客観的に判断された場合です。 ※この場合は、お住まいの対策だけでなく、まずは「風車の発電量を落とした低騒音運転」や「一部風車の運転休止」など、風車そのものに対する実効性のある対策を最優先で検討・実施します。 ・明らかな因果関係が確認されない場合：調査の結果、音の大きさが指針値の範囲内であり、風車の運転との明確な関連が認められない場合であっても、住民の皆様が「現に生活への支障や不快感を感じている」という個別の状況を踏まえ、必要性に応じて実施を判断します。 2. 誰が判断するのか ・医学的・技術的な検証：客観的な原因の特定にあたっては、当社だけでなく、騒音測定の実験性を有する「外部の独立した調査機関」や、医学的・専門的知見を持つ「外部の専門家」を交えて総合的に検討します。 ・最終的な実施決定：外部専門家による客観的な調査結果と、ご相談いただいた住民の皆様のご意向や生活状況を真摯にすり合わせた上で、事業者である当社（西山・出雲崎風力合同会社）が責任を持って決定いたします。 3. 費用負担はどうなるのか ・騒音・低周波音の専門的な現地測定、および外部専門家による調査にかかる費用は、すべて当社の負担で実施いたします。 ・調査結果に基づき、二重サッシや遮音カーテンの設置等の住環境改善対策が必要と判断された場合、その購入・施工にかかる費用についても、当社が可能な限りの対応（費用負担等）をいたします。 私たちは「法律や指針を守っているから問題ない」という姿勢ではなく、地域の皆様に安心して暮らしていただくことを最優先に考えております。これらの約束事は、建設前に地元市町や関係自治会と締結する法的拘束力のある「協定書」において、文書として明確にお約束いたします。
4		④ 「公開情報の範囲では、2020年以降に同様の事象は確認されていない」との記載についてですが、これは「健康影響や苦情が存在しない」という意味ではなく、あくまで公開情報として確認できなかった、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。これは「健康影響や住民からの苦情が一切存在しない」という事実を証明しているわけではなく、あくまで「国や公的機関、報道などにより客観的に公開・共有されている情報の範囲内では、同様の深刻な事象（※2009年前後に見られたような大規模な反対運動や健康被害の公的な報告）が確認できなかった」という意味に留まります。 なお、正確には「2020年以降に運転を開始した風力発電所が起因する同様の事象」です。

5	⑤「原因が風車にあるか否かを専門家と検討する」との記載がありますが、低周波音や睡眠障害等は個人差も大きく、因果関係の判断が難しい分野と理解しています。その場合、「因果関係が断定できない」と、「風車による影響が存在しない」ことを、どのように区別して判断されるのでしょうか。	ご指摘の通り、低周波音やそれに伴う睡眠障害・心身の不調は、個人差（個人の感受性）が非常に大きく、また日々のストレスや体調、他の環境要因なども複雑に絡み合うため、科学的・医学的に「100%風車が原因である（因果関係がある）」と断定することは極めて難しい分野です。実務上、「因果関係が断定できない（白黒つけられない）」ことと、「風車による影響が存在しない（完全に白である）」ことを厳密に区別することは困難だからこそ、私たちは以下のような「段階的な判断基準」と「住民の皆様への救済を最優先とした実務的運用」を行うことで、この不確実性に対応いたします。具体的には、以下の3つのステップと基準に沿って判断・対応を区別します。 1. 「因果関係あり」と判断する基準（明らかな影響） 専門家を交えた客観的な調査において、以下のようなデータが確認された場合は「因果関係がある（風車による影響が存在する）」と判断し、風車側への対策（運転出力の抑制や一時停止など）を行います。 ・風車のON/OFFテストによる変化：住民の方が不調を訴えられる時間帯に、風車を一時的に止める（OFFにする）調査を行います。風車が「動いている時」と「止まっている時」で、室内の騒音・低周波音のレベルや不快感に明らかな運動性（有意な差）が認められる場合。 ・気象条件との運動性：特定の風向や風速（風車から音が最も伝わりやすい条件）の日に限って、室内での音の増幅や症状の発生が繰り返し確認される場合。 2. 「影響が存在しない」と判断する基準（完全に白であるケース） 逆に、以下のような客観的事実が明白な場合は、「風車による影響は存在しない」と判断せざるを得ません。 ・風車が点検や無風のために完全に停止している期間にも、同様の強さで症状や睡眠障害が継続して発生している場合。 ・宅内で測定された騒音・低周波音のデータが、風車の運転時と停止時で全く変わらず、かつ背景にある自然の音（風の音や波の音など）に完全に消されている場合。 3. 「因果関係が断定できない」場合の判断と対応（最も重要なグレーゾーン） 上記1、2のどちらにも振れず、「風車の影響かもしれないが、科学的・医学的に100%の断定はできない」という状況になった場合、私たちはこれを「影響がない」として切り捨てることはいたしません。音の感じ方の個人差や不確実性を考慮し、この「断定できないグレーゾーン」においては以下のような実務的判断を行います。 ・「現に住民の方が苦痛を感じている」という事実を優先：科学的な因果関係の証明の有無に関わらず、風車が建設されて以降に生活環境が悪化したという状況を重く受け止めます。 ・住環境改善の個別対策を実施：風車本体を止めるほどの因果関係の立証には至らなくとも、その不確実性を認めた上で、事業者負担による「二重サッシの設置」や「遮音カーテンの提供」など、個別の住環境を改善するための具体的な緩和措置・対策を速やかに実施・判断いたします。 私たちは、「因果関係が科学的に証明できないから、風車の影響はありません」という不誠実な区別の仕方はいたしません。科学的なデータ（ON/OFF調査等）をもとに可能な限り客観的な区別を試みますが、「断定できない（判断が難しい）」ケースにおいては、住民の皆様の生活の安心を最優先に考え、可能な限りの環境改善対策を行うという基準で運用いたします。この姿勢についても、地元自治体等と締結する法的拘束力のある「協定書」の中に明確に位置付けてまいります。
---	--	--